

志布志在宅介護総合センター賀寿園（居宅介護支援） 重要事項説明書

社会福祉法人 隆 愛 会
志布志在宅介護総合センター 賀寿園

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県 第4676800024)

当事業所はご契約に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは・・・

契約者が居宅での介護サービスやその他の福祉サービス、保健医療サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

～目次～

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受け付けについて.....	5
8. 高齢者虐待防止について.....	5
9. 業務継続に向けての取り組み.....	5
10. 事故発生時の対応及び損害賠償について.....	7
11. サービス利用をやめる場合(契約の終了について).....	7

1.事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 隆愛会
(2) 法人所在地 鹿児島県志布志市志布志町安楽2903番地1
(3) 電話番号 099-472-5555
(4) 代表者名 理事長 玉 利 道 満
(5) 設立年月 平成4年8月26日

2.事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所：平成11年9月30日指定
鹿児島県 4676800024号
(2) 事業の目的 社会福祉法人隆愛会は、在宅の要介護者等が在宅において日常生活を営むために必要な福祉サービスの適切な利用等を行うことができるように、利用者に対して居宅介護サービス計画書の作成等の介護支援サービスを提供することを目的としています。
(3) 事業所の名称 志布志在宅介護総合センター 賀寿園
(4) 事業所の所在地 鹿児島県志布志市志布志町安楽2903番地1
(5) 電話番号 099-472-6600
(6) 管理者氏名 大 峯 茂 樹
(7) 開設年月 平成11年9月30日

3.事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 志布志市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(祝祭日は除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

※12月30日～1月3日は休業させていただきます。

4.職員体制

当事業所では、ご契約者に対しては指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ R7.4.1 現在

職 種	常勤	非常勤	常勤換算
1.管理者(主任取得)	1 名		0.25
2.主任介護支援専門員	1名		1. 0
3.介護支援専門員	1 名		0.5

5.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、**ご契約者の利用料負担はありません。**

(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な福祉サービス、保健医療サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して、契約者にサービスの選択を求めます。



③ 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更をした場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払下さい。

*利用金表や加算については、別紙にて提示致します。

（２）交通費

前記３の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお尋ねするための交通費の実費が必要となります。交通費は次の通りです。 １キロメートルにつき ２０円

6.サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7.苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 主任介護支援専門員 大 峯 茂 樹

○受付時間 月曜日～土曜日（祝祭日は除く）

8時30分～17時30分（TEL 099-472-6600）

○第三者委員 吉 田 忍（TEL 050-1248-6189）

田 原 作 一（TEL 099-479-1891）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

志布志市役所 介護保険係	所 在 地	鹿児島県志布志市志布志2丁目1-1
	電話番号	099-472-1111
	受付時間	月曜日～金曜日・8時30分～17時15分
鹿児島県国民健康保険団体連合会	所 在 地	鹿児島県鹿児島市鴨池新町7番4号
	電話番号	099-206-1084
	受付時間	月曜日～金曜日・9時00分～17時00分
鹿児島県社会福祉協議会	所 在 地	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号
	電話番号	099-275-3855
	受付時間	月曜日～金曜日・9時00分～17時00分

8.高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従事者に対して研修を実施する等の措置を講じます。

9.業務継続に向けた取り組み

当事業所は、感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 志布志在宅介護総合センター 賀寿園
説明者 職 名 介護支援専門員

氏 名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 _____ ㊞

利用者家族 住 所

氏 名 _____ ㊞

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条・15条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 事故発生時の対応及び損害賠償について（契約書第16条参照）

- 1 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、利用者の御家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行い、再発の防止に努めます。
- 2 サービスの提供に伴い、事業者の責任と認められる事由等により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第13条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合。
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合。
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合。
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合。(詳細は参照下さい)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合。(詳細は以下をご参照下さい)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第13条参照)

契約有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には契約終了を希望する日の3日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合。
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第13条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。